

告 示

埼玉県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、
山田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい
て、次のとおり届出があつた。

令和二年五月二十二日

埼玉県知事 大野元裕

一 就任		住 所
職名	氏 名	
理事	鈴木次雄	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百九十七番地
職名	氏 名	住 所
理事	鈴木義友	埼玉県比企郡滑川町大字山田二千二百九十七番地